

# ○国立大学法人埼玉大学公開講座規則

〔平成16年4月1日〕  
規則第28号

改正	平成17. 3. 24	16規則203	平成17. 6. 30	17規則 8
	平成18. 4. 1	18規則28	平成24. 9. 25	24規則34
	平成18. 4. 1	18規則28	平成24. 9. 25	24規則34
	令和元. 9. 26	元規則22	令和4. 3. 17	3規則40

(趣旨)

**第1条** この規則は、国立大学法人埼玉大学学則第69条の規定に基づき、本学の公開講座に関して、必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** 公開講座とは、本学が主催し、「埼玉大学公開講座」の名称を使用する講座をいう。

2 本学の公開講座は、次のとおりとする。

- (1) 全学的に開設する公開講座
- (2) 学部で開設する公開講座
- (3) 研究科で開設する公開講座
- (4) 学内共同教育研究施設等で開設する公開講座

(場所)

**第3条** 公開講座は、本学の施設を使用して実施するものとする。ただし、必要がある場合は、学外で実施することができる。

(講師)

**第4条** 公開講座の講師は、本学の教職員が当たる。ただし、必要がある場合は、学外の学識経験者を講師とすることができる。

(受講資格等)

**第5条** 公開講座の受講資格及び募集人員は、その都度定める。

(修了)

**第6条** 公開講座を受講し、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与することができる。

(講習料)

**第7条** 公開講座講習料(以下「講習料」という。)は、別紙に定める額とし、受講の申込みを受理するときに徴収するものとする。

- 2 既納の講習料は、原則として返付しない。
- 3 前2項で定める講習料により難しい場合は、学長が定めるものとする。

(事務)

**第8条** 公開講座に関する事務は、総務部広報渉外課において、事務局各課及び各

支援室の協力を得て処理するものとする。

(雑則)

**第9条** この規則に定めるもののほか、公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17. 3.24 16規則203)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17. 6.30 17規則8)

この規則は、平成17年6月30日から施行し、平成17年5月1日から適用する。

**附 則** (平成18. 4. 1 18規則28)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24. 9.25 24規則34)

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

**附 則** (平成26. 3.20 25規則45)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27. 9.24 27規則20)

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則** (令和元. 9.26 元規則22)

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

**附 則** (令和4. 3.17 3規則40)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## 埼玉大学公開講座講習料

1 講座当たり時間数	公開講座講習料
3 時間以下	3,500円
3 時間を超え 4 時間以下	4,500円
4 時間を超え 5 時間以下	5,600円
5 時間を超え 10時間以下	6,600円
10時間を超え 15時間以下	7,600円
15時間を超え 20時間以下	8,700円
20時間を超え 25時間以下	9,800円
25時間を超え 30時間以下	10,800円
30時間を超え 35時間以下	11,800円
35時間を超え 40時間以下	12,900円
40時間を超え 45時間以下	14,000円
45時間を超え 50時間以下	15,000円
50時間を超え 55時間以下	16,000円
55時間を超え 60時間以下	17,100円
60時間を超え 65時間以下	18,100円
65時間を超え 70時間以下	19,100円

備考 高校生以下の受講生については、上記の2分の1の額とする。